

保育所  
幼保連携型認定こども園  
地域型保育事業所  
認可外保育施設 代表者 様

川口市子ども部子ども総務課長

令和5年度川口市児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に係る  
事業継続支援事業の実施及び補助金交付申請書等の提出について（通知）

平素は本市の児童福祉行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月30日付け（令和5年6月29日一部改正）事務連絡「令和5年度保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる支援について」にてお知らせした事業について、下記Ⅰのとおり実施いたします。つきましては、下記Ⅱにより補助金交付申請書等の提出をお願いいたします。

記

I 事業内容について

1 補助対象施設等

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（※1）、  
地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（一般型）（※2）

※1 認可外の居宅訪問型保育事業については、保育に従事する者を複数雇用しているものに限る。（以下同じ）

※2 保育所、幼保連携型認定こども園に併設されている場合に限る。（以下同じ）

2 補助基準額

(1) 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

1 施設あたり

ア 定員19人以下	30万円
イ 定員20人以上59人以下	40万円
ウ 定員60人以上	50万円
エ 認可外の居宅訪問型保育事業	30万円

(2) 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業

1 か所あたり 30万円

3 補助金額

補助基準額と補助対象経費を比較して低い額（千円未満は切り捨て）

#### 4 補助対象経費

(1) 新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

##### 【具体的な内容】

##### ①緊急時の職員確保に係る費用

職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用

※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等

##### ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用

保育所等の消毒清掃費用等

(2) 医療用抗原検査キットの購入に要する経費

※事前購入したものを含むが、事業を継続的に実施していくために必要な範囲に限る。

この事業の補助対象経費は、緊急時の対応や現状の復旧に必要な経費であって、今後の感染（拡大）防止対策や今後の感染症発症時に向けた備えのための経費は含みません。

#### 5 問い合わせについて

問い合わせは、以下の問い合わせフォームからお願いいたします。

なお、補助対象経費に関する問い合わせは令和6年1月19日(金)までにお願いいたします。

※この期限を過ぎた場合、ご回答できませんのでご注意ください。

申請手続きに関する質問については、上記期日後も受け付けておりますので引き続き、以下の問い合わせフォームよりお問い合わせください。

(新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業  
補助金問い合わせフォーム)

<https://logoform.jp/form/zRQD/247821>

※お電話での質問は受けることができませんので  
あらかじめご了承ください。



## II 補助金交付申請書等の提出について

### 1 必要書類

#### 【全施設提出】

(1) 川口市児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1-1号）

#### 【人件費（職員への手当等）を補助対象経費に含める場合提出】

(2) 補助対象経費内訳書【人件費】（様式第1-2号）

(3) 給料明細、賃金台帳等の写し

#### 【物品購入費等を補助対象経費に含める場合提出】

(4) 補助対象経費内訳書【物品等】（様式第1-3号）

(5) 支払を証明する書類の写し（領収書、通帳コピー、クレジットカード明細など）

※施設又は運営事業者名の記載がない領収書等につきましては、申請書類として受理することができませんので、ご注意ください。

(6) 購入した物品等が分かる書類の写し（請求書、納品書など）（別紙）領収書台紙を使用）

※領収書等に記載がある場合、(6)の書類は不要

#### 【認可外保育施設のみ提出】

(7) 補助金振込先口座の通帳の写し（支店コード、口座番号、口座名義（フリガナ）が記載されたページ）

### 2 申請受付期間

令和5年11月27日（月）～令和6年1月31日（水）

### 3 申請方法

別紙「申請方法について」をご確認ください。

### 4 補助金振込予定時期

令和6年5月下旬

### 5 補助金振込先

○保育所、認定こども園、地域型保育事業 → 運営費の振込口座

○地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業 → 各事業の補助金の振込口座

○認可外保育施設 → 交付申請書兼請求書に記載された口座

### 6 交付決定通知書兼確定通知書の送付先

○公設民営保育所（拠点・一時含む） → 委託料としての支出のため送付なし

○民設民営保育所、地域型保育事業、認定こども園、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業 → 補助金等交付決定通知書（令和5年度保育所等補助金）の送付先

○認可外保育施設 → 交付申請書兼請求書に記載された所在地

### Ⅲ 留意事項

- (1) 申請受付期間後の補助金交付申請書の差し替えは認めません。
- (2) 「保護者との連絡等におけるICTの活用」、「保育等の提供に係る遊具等の消毒」、「子どもが密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ」をはじめとする感染拡大防止を徹底するための取組を行っていない施設は補助対象施設等として認めません。
- (3) 後日、補助金の監査等で会計帳簿や感染者等が発生した際の記録（様式第1-2号又は様式第1-3号に記載された事項に関するもの）等を確認する場合がありますので、補助金の交付後5年間は本補助金にかかる関係書類を保管して下さい。ただし、医療機関の証明書（診断書等）は必要ありません。
- (4) やむを得ない事情があり、かつ、支払が令和6年3月31日までに確実に完了する場合には、給料明細等なしでの交付申請を認めます。この場合は、「補助対象経費内訳書」の支払年月の欄には「3月末」と赤字で記載し、支払が完了し次第、速やかに給料明細等を提出して下さい。
- (5) その他、別添1及び2の内容をご確認ください。

### Ⅳ 申請方法

下記のURLから専用申請フォームへアクセスしていただき、提出してください。

URL <https://logoform.jp/form/zRQD/429958>

※やむを得ず申請フォームを使用できない場合は、下記の問い合わせ先あてにご郵送ください。

領収書等を紙で提出する場合は、(別紙)領収書台紙を参考のうえ、すべてA4サイズで提出してください。

#### 問い合わせ先

(公設民営保育所、地域型保育事業所)

保育運営課庶務係 048-258-4096

(民設民営保育所、幼保連携型認定こども園)

保育幼稚園課給付係 048-271-9336

(認可外保育施設)

子ども総務課政策係 048-252-0270

別添 1

こども家庭庁「新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業、ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）に関するFAQ（令和5年8月1日版）」（抜粋・一部改編）

番号	質問	回答
1	「感染者」については、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。	事業所の利用者または職員で、PCR検査のほか抗原検査（いずれも自費検査含む。）により陽性となった方を指します。
2	感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）とあるが、ここでいう「同居」とは、住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すのか、それとも実態としての同居を指すのか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。	期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会がない場合などは含まれません。
3	「濃厚接触者等」とはどのようなものが含まれるか。	令和5年4月1日から5月7日までの間において、施設の職員が高熱等の症状により、PCR検査を受け、その結果が出るまでの待機期間が発生している場合のほか、同居家族が濃厚接触者となった場合等を想定しています。
4	非常勤職員、委託業者職員や派遣会社職員が感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、感染者や濃厚接触者等。）（以下、「感染者等」という。）になった場合は補助金を活用することができるか。	常勤や非常勤を問わず、また事業所内で勤務する委託業者職員や派遣会社職員を含めて差し支えありません（ボランティアは除く）。

5	<p>代替職員の確保や濃厚接触者となった職員のために行う自費検査等の費用について、補助金の活用は可能か。</p>	<p>事業所において感染者等が発生した場合に、事業を継続的に実施するために必要な経費として、以下の利用目的に係る費用なども対象にしていますので、必要に応じて御活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所において代替職員の確保に必要な経費</li> <li>・行政検査の対象とならず、やむを得ず事業所の負担で職員がPCR検査等の検査を受けた際に要した経費</li> <li>・令和5年4月1日から5月7日までの間において、地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会機能維持者について、5日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費</li> </ul>
6	<p>感染者の発生や濃厚接触者等への対応が行われる以前に要した経費（例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費）は対象とならないと考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>1つの事業所で複数回感染者等が発生した場合、当該施設の基準額内であれば補助金を活用することは可能か。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

別添 2

令和 5 年度川口市児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業に関する Q & A (令和 5 年 1 2 月 4 日現在)

番号	質問	回答
1	感染症発生時の対応にあらかじめ購入しておいた衛生用品(消毒液等の在庫)を使用し、後日、当該在庫の補填を行うこととする場合、当該在庫の補填に要する経費を補助対象経費として計上することはできるか。	在庫の補充は今後の感染症発生に対応するための備えであることから、補助対象経費として認められません。
2	備品の購入に要する経費は補助対象となるのか。	今年度の補助対象経費は、今後の感染(拡大)防止対策を目的とした経費ではなく、感染者等が発生した場合の緊急対応や現状の復旧に必要な経費であることから、原則として補助対象経費として認められません。
3	感染者等が発生してからどのくらいの期間に発生した経費が補助対象となるのか。	原則として、以下のとおりとします。 【人件費】感染者等が新型コロナウイルスを理由として休んだ期間中に発生した経費を補助対象とします。(支払は後日でも可) 【物品等】発症日から概ね 10 日以内に発注、納品されたものに対する経費を補助対象とします。(支払は後日でも可)
4	「Ⅲ 留意事項」の(4)中、「やむを得ない事情」とは、具体的にどのような事情を指すのか。	申請受付期間の終了日直前に感染者等が発生した場合など、支払が申請受付期間の終了日までに完了できない事情を指します。
5	医療用抗原検査キットの購入費用を補助対象経費とする場合、様式第 1 - 3 号(補助対象経費内訳書【物品】)の「感染者等の区分」、「発症日」、「検査方法」、「休んだ期間」をどのように記載すれば良いか。	いずれも空欄としてください。